

タックスプランニング

<この課目で学習すること>

タックスプランニングでは、生活にかかわる税金を網羅的に学びます。所得税を中心に私たちの生活にかかわる税金は数多く、また他の学習分野にも関わってくる分野ですので、税のしくみと種類はしっかり覚えてください。

特に、各種所得の内容、損益通算、所得控除、税額控除からの出題が多くなっています。税金に関する基本的な用語や制度のしくみ、計算の流れを理解し、ご自身の生活にも役立てられるようにしてください。

<特に重点的に学習する内容>

第1章 わが国の税制

- ・税金の種類

第2章 所得税の基礎知識

- ・所得の考え方
- ・所得税の計算の流れ
- ・総合課税と分離課税

第3章 10種類の所得と損益通算

- ・10種類の所得
- ・損益通算のしくみ

第4章 所得控除

- ・各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除）

第5章 所得税の計算と税額控除

- ・配当控除
- ・住宅借入金等特別控除

第6章 所得税の申告と納付

- ・給与所得者の確定申告
- ・青色申告制度

第7章 その他の税金

- ・個人住民税

第1章


わが国の税制

第1節 税金の種類と税額の決まり方

4

第1節 税金の種類と税額の決まり方

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 この節で学習する項目は、試験において直接的に問われることはほとんどありませんが、タックスプランニングの課目を学習する上で基本となる知識になります。税額を確定する方法と税率の種類については用語を覚えておきましょう！

1 税金の種類

所得税、住民税、法人税、固定資産税など、ひとことで税金といっても様々な種類があります。こうした税金は、どこに納めるのか、誰がどのように納めるのかなどによっていろいろな分類にわけることができます。

1-1 担税者と納税者

税金を負担する人を**担税者**といい、実際に納税を行う義務がある人を**納税義務者**といいます。

1-2 国税と地方税

税金は、どこに納めるのかによって、**国税**と**地方税**に分かれます。

国へ納める税金を**国税**といい、代表的なものに**所得税**、**法人税**、**相続税**、**贈与税**があります。

一方、市区町村や都道府県といった地方公共団体へ納める税金を**地方税**といい、代表的なものに**住民税**、**事業税**、**固定資産税**などがあります。このうち、市区町村が課税主体となるものを**市町村民税**、都道府県が課税主体となるものを**都道府県税**といいます。

1-3 直接税と間接税

税金は、担税者と納税者が同一かどうかによって**直接税**と**間接税**に分かれます。

担税者と納税者が同じである税金を**直接税**といい、主なものに**所得税**、**法人税**、**固定資産税**などがあります。

一方、担税者と納税者が異なる税金を**間接税**といい、主なものに**消費税**や**印紙税**などがあります。

▼主な税金の種類

	直接税	間接税
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税など	消費税、印紙税、登録免許税など
地方税	住民税、固定資産税、不動産取得税、事業税など	地方消費税など

2 税額を確定する方法

税額を確定する方法には、納税者が自身で所得や納税額を計算して申告（確定申告）を行う**申告納税方式**と、国や地方公共団体が納める税額を決定し書面などで納税者に通知をする**賦課課税方式**があります。

▼申告納税方式の税金と賦課課税方式の税金

申告納税方式	所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税など
賦課課税方式	住民税、不動産取得税、固定資産税など

3 税率の種類

課税される対象を金額などで表し、税金を計算する時の基礎とされる金額を**課税標準**といいます。この課税標準に対して、税率を掛けることで税金を計算します。

課税標準が高くなるにつれて税率が高くなる場合、この方式の税率を**超過累進税率**といいます。所得税は超過累進税率が適用されています。

一方、課税標準の金額が多いか少ないかにかかわらず同じ税率を適用する方式を**比例税率**といいます。法人税は比例税率が適用されています。


第2章

所得税の基礎知識

第1節	所得税の概要	7
第2節	所得の概念	9
第3節	所得税の計算の流れ	11

第1節 所得税の概要

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 この節で学習する項目は、試験では直接的に問われることはあまりありませんが、学習の基本となる“所得税とは何か”を理解しておきましょう！

1 所得税の考え方

所得税は、個人が1年間に得た所得に対してかかる税金です。

ここでいう所得とは、個人が1年間に得られた収入からその収入を得るために必要となった経費を差し引いた金額をさします。なお、所得には、会社からの給料や、商売を行うことで得られるもの、不動産の貸付によるものなど様々な種類があります。

また、同じ所得を得ていたとしても、家族構成などにより生活状況は変わります。そのため、所得税では、さまざまな事情を考慮し、その人の税金を負担する力（担税力）に応じて、税金を課税するしくみをとっています。

▼所得のイメージ例

●個人商店を営むAさんの1年間の売上が1,500万円、必要経費が600万円であったとすると、Aさんの所得（事業所得）は、 $1,500 \text{万円} - 600 \text{万円} = 900 \text{万円}$ と計算できます

2 所得税の原則

所得税を計算する際には、以下のような原則があります。

2-1 個人単位課税

所得税は、世帯ではなく、一人ひとりの個人に対して所得を計算し、課税対象としています。

2-2 暦年単位課税

所得税は、1月1日から12月31日までの1暦年の所得に対して課税されます。

2-3 応能負担の原則

一人ひとりの個人が得た収入からどれだけの税金を負担できるか、という負担できる力のことを担税力といいます。所得税はこの担税力に応じて課税されるしくみです。

3 納税義務者

所得税は、実質的に所得を得た個人に課税されます。そのため、日本人であれば、原則として国内で生じた所得だけではなく、海外で得た所得にも日本の所得税が課税されることとなります。なお、その人がどこで生活しているかなどによって、納税義務の範囲が異なります。

▼居住者と非居住者の区分

納税義務者	内容	課税所得の範囲
居住者	●非永住者以外の居住者	●すべての所得 (国内および国外源泉所得)
非永住者	●居住者のうち日本国籍を有しておらず、かつ過去10年間のうち5年以下の期間、国内に住所または居所を有する個人	●国内源泉所得 ●国外源泉所得のうち国内で支払われたもの、または国外から送金されたもの
非居住者	●居住者以外の個人	●国内源泉所得

第2節 所得の概念

【試験に出題される論点と学習のポイント】

☞ 所得税においては、“所得”の考え方が重要です。収入との違いや所得の違いを意識して学習しましょう！

1 課税所得

先述の通り、所得は収入から必要経費を差し引くことで求めることができます。この所得から、その人の事情を考慮するため、所得控除を差し引くことができます（詳細は後述）。この所得控除を差し引いた後の所得のことを**課税所得**といいます。

▼課税所得の計算方法

$$\begin{array}{rcccl} \bullet \text{収入} & - & \text{必要経費} & = & \text{所得} \\ & & & & \downarrow \\ & & & & \text{所得} - \text{所得控除} = \text{課税所得} \end{array}$$

2 非課税所得

所得税は、原則としてその年のすべての所得が課税対象となります。しかしながら、社会政策上や担税力などを考慮して、税金のかからない**非課税所得**もあります。

▼代表的な非課税所得

- 公的年金のうち、障害・遺族給付（障害年金・遺族年金）
- 出張および転勤の旅費で通常必要なもの
- 通勤手当（月額15万円まで）
- 雇用保険から支給される失業給付（基本手当）
- 生活用動産を譲渡して得た所得
- 宝くじの当せん金
- 障害者などが預け入れた預貯金などで、一定の金額までに対する利息



もう一步おさえておこう！

- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や宝石、骨董品などの譲渡は非課税所得に該当しません
 - 個人が、相続、遺贈または個人からの贈与により取得するものは、所得税においては非課税所得となります
- ※所得税が課税されない代わりに、相続税や贈与税が課税されます

第3節 所得税の計算の流れ

【試験に出題される論点と学習のポイント】

☞ 所得税を計算する全体の流れは、学習上非常に重要です。今後学習していくなかで、何を学習しているのかがわからなくなったときに、確認できるようにしておきましょう！

1 所得税の計算の流れ

所得税を計算するまでには、いくつかのステップを踏む必要があります。その計算の流れは以下のとおりとなります。

(1) その年に得たすべての収入から非課税所得を差し引きます。

↓

(2) 何から得た収入なのかに応じて、**10種類**の所得に分類します。そしてそれぞれの収入から必要経費を差し引いて所得を計算します。

その際、いくつかの所得を合算して所得税を計算する**総合課税**の所得と、他の所得とは分けて単独で所得税を計算する**分離課税**の所得に分けます。

↓

(3) 一定の所得に赤字が出た場合には、**損益通算**を行います。これは、赤字の所得を黒字の所得と差し引きするものです。

↓

(4) 損益通算しても差引できない赤字は、翌年以降**3年間**にわたって繰り越しが可能です。

これを**純損失の繰越控除**といいます。なお、繰り越された損失は、その後の黒字の所得から差し引けます。前年に繰り越した赤字があれば、ここで本年の所得と差し引きします。

↓

(5) 個人的な事情を考慮するため、その人の担税力やその年の支出の状況などで税額を調整する**所得控除**を差し引き、課税所得金額を算出します。

↓

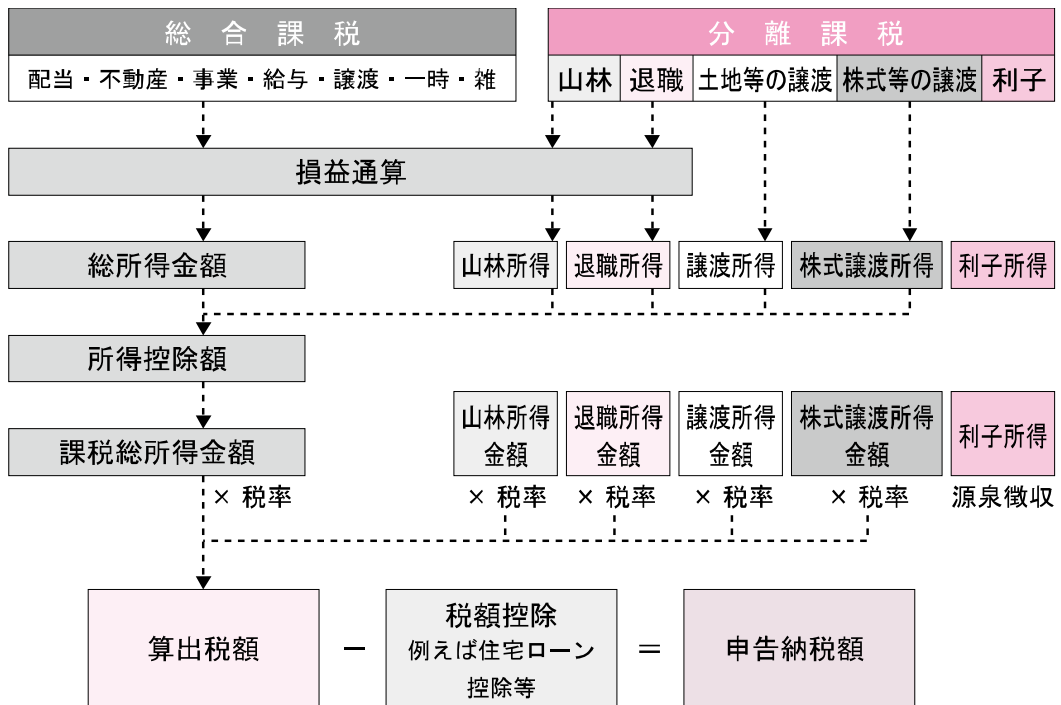
(6) 課税所得金額に税率を掛けることで、税額を計算します。

総合課税される所得には、所得が多くなるほど税率も高くなる**超過累進税率**が適用されます。一方、分離課税される所得には、それぞれの税率を適用し所得税を算出します。



(7) 計算された税額から税額控除を差し引き、最終的な納税額を算出します。

▼所得税の計算の流れ



2 総合課税と分離課税

所得税は、原則としてすべての所得を合計して計算する**総合課税**ですが、所得の種類によっては分離課税により課税されます。また、分離課税は**申告分離課税**、**源泉分離課税**に分けられます。

▼総合課税と分離課税

総合課税（原則）		●所得を合計して税額を計算し、確定申告を行う方法です
分離課税	申告分離課税	●他の所得と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告を行う方法です
	源泉分離課税	●他の所得とは全く分離して、所得を支払う者が支払いの際に一定の税率で所得税を天引き（源泉徴収）し、それだけで所得税の納税が完結する方法です

3 申告納税と源泉徴収

確定した納税額は、確定申告期限（所得税は通常、翌年3月15日）までに納付する必要があります。これを**申告納税**といいます。

また、収入を得た時点で、あらかじめ決められたルールに従って税金が差し引かれるものを**源泉徴収**といいます。源泉徴収の対象となる所得には、利子所得や配当所得などがあります。

4 復興特別所得税

2013年（平成25年）から2037年（令和19年）まで、所得税を納める義務のある人は復興特別所得税も納めることとなっています。

▼復興特別所得税の税率

●所得税額の2.1%


第3章

10種類の所得と損益通算

第1節	10種類の所得	15
第2節	損益通算	28

第1節 10種類の所得

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 非常に重要な論点です！それぞれの所得の特徴と課税方法を確実に理解しておきましょう！

1 利子所得

利子所得とは、銀行などの預貯金の利子や国債・地方債といった公社債の利子による所得をいいます。また、公社債投資信託（MMF、中期国債ファンドなど）の収益分配金も利子所得に該当します。

なお、利子所得には必要経費が認められていません。そのため、受け取った利子等の金額がそのまま利子所得の金額となります。

1-1 利子所得の計算式

●利子や収益分配金の収入金額（必要経費はなし）

1-2 利子所得の課税方法と税率

利子所得の課税は、預貯金と特定公社債等によって異なります。

特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。

▼利子所得の課税方法と税率

預貯金の利子	●源泉分離課税 ※支払いを受ける際に、収入金額の 20.315% （所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋住民税5%）が源泉徴収されて課税関係が終了します
特定公社債等の利子・収益分配金	●申告分離課税（原則） ※支払いを受ける際に、収入金額の 20.315% （所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋住民税5%）が源泉徴収されます ※申告不要制度を選択することもできます

2 配当所得【試験によく出題される論点！】

配当所得とは、株式の配当や株式投資信託の収益分配金などによる所得をいいます。

配当所得の計算上、借入れにより株式等を取得した場合は、その借入金の負債利子を必要経費として差し引くことができます。

2-1 配当所得の計算式

●配当や収益分配金の収入金額－株式等を取得のために要した負債利子

2-2 配当所得の課税方法と税率

配当所得の課税は、上場株式等と上場株式等以外で異なります。課税方法はともに原則総合課税ではありますが、上場株式等の場合は、申告分離課税の選択もできます。

▼配当所得の課税方法と税率

上場株式等	<ul style="list-style-type: none">●総合課税（原則）※支払いを受ける際に、配当金額の 20.315%（所得税 15%＋復興特別所得税 0.315%＋住民税 5%）が源泉徴収されます※総合課税を選択した場合、配当控除¹の適用を受けることができます※申告分離課税制度、または確定申告不要制度を選択することもできます（申告分離課税制度を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算を適用することができます）
上場株式等以外	<ul style="list-style-type: none">●総合課税（原則）※支払いを受ける際に、配当金額の 20.42%（所得税 20%＋復興特別所得税 0.42%）が源泉徴収されます※少額配当の場合は、所得税について確定申告不要制度を選択することができます

¹ 配当控除については、第5章で学習します

3 事業所得

事業所得とは、継続的に対価を得て行う事業（製造業、卸売業、小売業、農業など。FP事業も含む）から得た所得をいいます。事業所得は、その収入を得るためにかかった必要経費を差し引いて求められます。

3-1 事業所得の計算式

●売上（収入）金額－必要経費（－青色申告特別控除²）

※売上（収入）金額は、その年に確定した金額を計上します（未収金も含めます）

※必要経費には、売上原価、従業員の給与、地代・家賃、減価償却費など収入を得るために要した費用などがあります

ただし、生計を一にする親族に支払う給与、家賃、借入金の利子等は除きます

3-2 事業所得の課税方法

●総合課税

3-3 減価償却費

建物や機械装置・自動車などは、高額でしかも一度購入すると長年に渡って使用することが一般的です。しかし、これらの資産は時の経過に伴いその価値が年々減少していきます。この目減り分を、その資産を使用している期間に応じて徐々に費用として計上していくことを減価償却費といいます。

減価償却費の方法には、定額法と定率法があります。



もう一歩おさえておこう！

●土地は、時の経過により価値が減少しないため減価償却を行いません

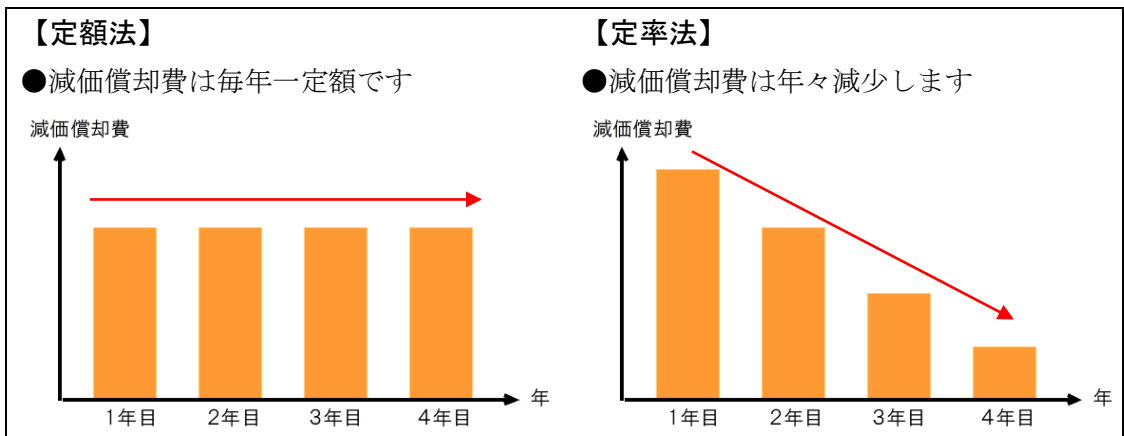
●2015年1月1日以後に取得した美術品のうち、取得価額が1点100万円未満のものは原則として減価償却を行います（元々、美術品等は減価償却を行わない資産でした）

² 青色申告特別控除については、第6章で学習します

▼減価償却費の方法

定額法	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年同じ金額を減価償却費として経費にする方法です <p>▼定額法による減価償却費の計算式【試験によく出題される論点】</p> <p>●減価償却費＝取得価額×定額法の償却率×使用月数／12か月</p>
定率法	<ul style="list-style-type: none"> ●償却費の金額は初年度ほど多く、年数を経過するほど減少する方法です

▼減価償却費のイメージ



▼減価償却費（定額法）の計算例

- 2021年4月に営業用の自動車を購入した場合（9ヶ月間、事業用として使用）
- ・取得価額：3,000,000円
- ・耐用年数：6年（償却率 0.167）

【定額法における減価償却費の計算方法】

$$\text{減価償却費} = 3,000,000 \times 0.167 \times 9 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 375,750 \text{円}$$

▼減価償却方法

建物・建物付属設備・構築物	<ul style="list-style-type: none"> ●定額法のみ
その他の減価償却資産	<ul style="list-style-type: none"> ●原則：定額法 ●例外：税務署への届出を行うことで、定率法も選択することができます



もう一步おさえておこう！

- 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の減価償却資産については、その取得価額に相当する金額を、業務の用に供した日の属する年分の必要経費に算入します

3-4 事業所得と間違いやすい所得の例

- 不動産貸付業（不動産による家賃収入）：不動産所得
- 事業用の固定資産を譲渡した場合の収入：譲渡所得
- 作家以外（事業として行っていない）の者が得た原稿執筆収入：雑所得

4 不動産所得

不動産所得とは、主に土地や建物など不動産の貸付けによる所得をいいます。

具体的には、家賃収入や地代収入が該当しますが、権利金や礼金、更新料、月極駐車場の賃料なども不動産所得となります。

建物を5棟以上、集合住宅の場合は10室以上貸付けを行っている場合には、事業的規模の不動産所得とされます。事業的規模に該当すると、青色申告を行う際の青色申告特別控除の金額に差が出ることとなりますが、あくまでも不動産所得であり、事業所得ではないことに注意が必要です。



もう一步おさえておこう！

- 不動産の賃貸に伴い受け取った敷金のうち、不動産の貸付期間が終了した際に賃借人に返還を要するものは、受け取った年分の不動産所得の金額の計算上、総収入金額には算入しません

4-1 不動産所得の計算式

- 売上（収入）金額－必要経費（－青色申告特別控除）

※必要経費には、賃貸している土地や建物の固定資産税、修繕費、火災保険料、建物の減価償却費、土地・建物を取得するための借入金の利子などがあります

4-2 不動産所得の課税方法

●総合課税

5 給与所得

給与所得とは、勤務先から受け取る給料、賃金、ボーナスなど、労働の対価として受け取る所得をいいます。なお、1ヵ月15万円以下の通勤手当や、通常必要な範囲の出張費などには所得税が課税されません。

5-1 給与所得の計算式

●給与等による収入金額－給与所得控除額

5-2 給与所得控除

給与所得の計算では、実際にかかった必要経費ではなく、みなし経費とされる給与所得控除額を差し引きます。

▼給与所得控除額（2020年分以後）

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）

▼給与所得の計算例

【給与等による収入が500万円の場合】

- ① 給与所得控除額を計算します
＝500万円×20%＋44万円＝144万円
- ② 給与収入から給与所得控除を差し引きし、給与所得を計算します
＝500万円－144万円＝356万円

5-3 所得金額調整控除

2018年(平成30年)の税制改正によって給与所得控除の見直しが行われていますが、これにより負担増が生じないように所得金額調整控除が新設されています。

所得金額調整控除には2種類あり、子育て世帯・介護世帯の給与所得者に適用されるものと、給与所得と公的年金所得の両方の所得がある人に適用されるものがあります。

▼子育て世帯・介護世帯の給与所得者向けの所得金額調整控除

要件	●給与収入が850万円超の居住者で、かつ、次のいずれかに該当する者 ① 自身が特別障害者 ② 23歳未満の扶養親族を有する者 ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者 ※年末調整でこの控除の適用を受ける場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要
所得金額調整控除額	●(給与収入(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

▼給与所得と公的年金等の両方の所得がある人向けの所得金額調整控除

要件	●給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える者
所得金額調整控除額	●給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等にかかる雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

5-4 給与所得の課税方法

●総合課税

※会社員の場合、毎月の給与支給時には所得税が源泉徴収(いわゆる天引き)され、年末に過不足を清算する年末調整が行われているため、多くの会社員においては確定申告を行う必要はありません

しかしながら、以下のいずれかに該当する場合には確定申告を行う必要があります